

平成 27 年 2 月 19 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 27 年 2 月 19 日（木）開会：午前 9 時 30 分 閉会：午後 0 時 23 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼土会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸 利之、よつや 薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例について、前回に引き続きパブリックコメントにより提出された意見（2件）に対する市議会の見解について協議し、本委員会としての意見を取りまとめました。今後、締切日までに寄せられた意見についても、3月定例会中に委員会を開催して協議することとしています。

（2）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、施策研究テーマの強化にかかる「管内視察の充実」の具体案を検討する中で、

課題とされていた公務災害の取り扱いについて、事務局から説明がありました。公務性を主張するための一つの手法として、委員派遣の手続きを取り、また、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を改正し、管内視察には旅費支給しないこととした場合でも、様々な課題が有り、かつ公務災害が適用されるとの断定は直ちにできないとの見解であったため、前回の本委員会で確認されたとおり、公務災害の対象ではないことを理解した上で、管内視察の柔軟性を担保することを改めて確認しました。このことにより、管内視察の充実の具体案は、次のとおりとすることで、全委員が了とされました。

《施策研究テーマの強化》

管内視察の充実（問題意識を高めるため、もっと気軽に）

- ・研究テーマ進捗計画の一環として、委員会議論を経て、管内視察を活用するよう委員長職務ガイドラインに記載する。（委員会協議の結果、不要・他のテーマとなる場合もある。）
- ・管内視察のガイドラインを作成し、委員長研修で説明する。
- ・慣例を原則としながらも実施の時期や回数について、自家用車の使用などについて、柔軟に対応する。

次に、質疑の効率化にかかる「不明瞭な質問に対する反問権の活用を促す」及び「反論権の活用を促す」の具体案を検討するにあたり、反論権の定義について協議しました。反論権の考え方は、大きく分類すると3つの意見に分かれていましたが、協議の結果、反論権の範囲は、当局、市長及び議員が提案者になった場合の逆質問は含めない（議員間の自由討議の場合は、反問、反論はもとより、逆質問も認められる）こととし、定義は次のとおりとすることで全委員が了とされました。

（反論権の定義）

反論権は、質疑において西宮市議会基本条例施行規程第7条及び第8条に規定する「市長その他の答弁者」（議員を含む）が、議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対して反対の意見又は建設的な意見を述べる権利である。

上記により反論権を定義した上で、改めて改善の具体案を協議した結果、次のとおりとすることで、全委員が了とされました。

《質疑の効率化》

不明瞭な質問に対する反問権の活用を促す。（環境づくり）

- ・委員会の冒頭に当局に対し、反問権の活用をできることを述べる。
- ・会議中に趣旨の理解が錯綜していると委員長が判断した場合、委員長が整理する。

反論権の活用を促す（環境づくり）

- ・答弁内容が反論を想起させると判断した場合、反論権の行使について委員長が整理する。

次に、5常任委員会の実施準備として、各委員会が所管する部局の割り振り案について協議しました。主に防災危機管理局が所属する委員会で意見が分かれ、4つの案となっていました。現在支持している案の次に支持できる案について各派の意見を聴取した結果、案1（下記）を支持又は了とする会派が5会派となったため、案4（下記）を支持する1会派は、案1でまとめることができるかについて、次の委員会までに意見を用意することとなりました。

(案1)

委員会名(仮称)	所管
総務常任委員会	防災危機管理局、政策局、総務局、会計課、市議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、消防局
民生常任委員会	市民文化局、産業環境局、農業委員会
健康福祉常任委員会	健康福祉局、中央病院
教育こども常任委員会	こども支援局、教育委員会
建設常任委員会	都市局、土木局、上下水道局

(案4)

委員会名(仮称)	所管
総務常任委員会	政策局、総務局、会計課、市議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会
民生常任委員会	市民文化局、産業環境局、農業委員会
健康福祉常任委員会	健康福祉局、中央病院
教育こども常任委員会	こども支援局、教育委員会
防災建設常任委員会	防災危機管理局、都市局、土木局、消防局、上下水道局

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(3) 議会報告会について

議会報告会については、本日協議を行いませんでした。

次の委員会で協議することとしました。

(4) 未協議事項について

本委員会における未協議事項について協議しました。

未協議事項9件のうち今任期中に協議しておくべき議題を、各派の意見をもとに委員長が整理した結果、「事務局の視察随行」及び「一般質問制限時間の見直し」の2件を、本日から協議することで各委員が了とされました。

次に、事務局の視察随行について各委員に説明し、意見を聴取しました。各派の意見としては、事務局職員の研修に主眼をおくこと、職員の用務を明確にすることなどを条件に、随行を再開すべきとする意見が5会派、検証して議論を行うべきとする会派が1会派となりました。各委員はこれを持ち帰り、平成24年度から随行を中止して行った過去3回の視察を検証し、会派内でどのような意見があったのかを取りまとめ、次の委員会で報告することとなりました。また、事務局でも職員の研修として視察に参加した場合に課せられる義務や視察の用務を整理し、報告することとなりました。

次に、一般質問時間制限の見直しについて各委員に説明しました。協議の進め方としては、会派に対する加算時間は一律30分であり、会派の規模により一人当たりの持ち時間数に差が生じているため、議員数に応じた持ち時間(例えば、一人当たり25分×人数)とすることを検討すること、なぜ会派一律となっているのかを考察してみること、の2点を議論のポイントとし、各委員から意見を聴取しました。議員数に応じた持ち時間への変更には、肯定的、否定的な意見に分かれましたが、各委員はこれを持ち帰り、今後どのようにあるべきかについて、一般質問の場合と代表質問の場合に分けて、各派の意見を用意することとなりました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

以上